

西部フランスの農村構造

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4403360>

出版情報：経済学研究. 30 (3), pp.1-27, 1964-08-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



西部フランスの農村構造

湯 村 武 人

第一章 その後進性

われわれが西部フランスを扱った歴史書や地理書をひもとく時、まず感じられるのはその農業や農村の後進性である。このことは、ブルターニュ農村を対象とするアンリ・セエの有名な著作『一六世紀から大革命にいたるブルターニュにおける農村諸階級』(HENRI SÉE, Les classes rurales en Bretagne du XVI^e siècle à la Revolution, 1906)の場合にも痛感される。これは今世紀初頭に公けにされた研究書としてはまことに出色の書であり、今日なおその価値を失なわない。けれども、残念ながら、これに続くすぐれた歴史書を西部の農村はもっていないようである。

他方、この地方を対象とする地理学書の数が多い。むしろ、他の地方を扱ったものに比較して質的にも量的にも多いようにさえ感じられる。おそらく、すぐれた地理学者ルネ・ミュッセ (René Musset) やアントン・メイニエ (André Meynier) をもつことがこうした事情をもたらしたものと考えられる。ミュッセは、たとえば下メーヌ地方に関する研究書^(註)を公けにし、あるいはブルターニュ地方に関する研究^(註)をまとめている。とりわけメイニエは、レンヌに彼の主宰する地理学研究所をもち、彼自身の精力的な活動は勿論のこと、多くの秀れた研究者たちを育てた。けれども、事柄を農

業問題に限って云えば、この地方の農村を特徴づける囲繞耕地制や散居制の研究などは別として、われわれの関心にこたえてくれる研究は以外に少ない。おそらく、そのあまりにも恵まれない自然条件が、研究者たちの関心を主としてこの厳しい自然条件への適応の仕方だけにむけ、人間そのものの構成する社会的なものの変化を追求する余裕を与えなかったであろう。西部フランスの運命づけられたこうした自然条件の制約は、例えばミュッセがブルターニュに関して書いてある次のような叙述をみただけで充分に納得されるであろう。

「この州とその隣接諸州との間には殆んど通り抜けえない困難な地帯が介在する。ノルマンディ側には半ば溺らされているドールの沼、メースおよびアンジューに沿っては長い間無人のままであった広漠たる森林地帯。……それは大革命に至るまで貧困のままであり、半ば放棄されたままであった。旧制度の末期には、もぐりの塩製造人や塩税吏たちの住む辺境であつたし、冒険と奇襲の生活にふける小規模の叛乱の舞台であつた。△みみずく党▽がそこに生れたとしても何ら驚ろくに当らない。」^(註三)

古い農村共同体的諸慣習の一九世紀末までの存続については、ジャックリーヌ・モグレのヴァンデ地方に関する論文がわれわれにその詳細を教えてくれる。すなわちヴァンデ地方は、明らかに西部の一部であるにも拘わらず、不完全ながら開放耕地制の地方であり、一九世紀末にいたるまで次のような慣行が続いていた。それによると、諸コミュニティの文書は、「囲繞されていない耕地の立入禁止と開放のカレンダーは季節の推移にしたがって貼紙や鐘や太鼓の音で告知されるコミュニティの布告の中に経過する」ことを教える。「諸地片での労働は共同で行なわれる。播種に際しては、町村委員会が共同放牧の停止の日付を定める」^(註五)。もっとも、一九世紀も半ばになると、たとえば刈跡地共同放牧に關して、藁束をつけた竿を立てて共同の家畜の放牧禁止を標示することも認められ、古い慣行は次第に衰退してくる。

ぶどう収穫期の強制も次第に弱まり、各人が最善と判断する時期に収穫することが認められてくる。そして、そうした共同体的生活の終焉を決定したものは人工牧場の普及であった。「刈跡地共同放牧は、ティレでは一八七六年に、サン・オウバンでは一八八九年に、ブイレでは一八九六年に、ランゴンでは一八九八年に、サン・ジャン・ド・ボーネでは一九〇六年に、ポトスではやっと一九五七年になって姿を消す」、と筆者は論文を結んでいる。

(註一) Le Bas-Maine, étude géographique, 1917

(註二) La Bretagne, collection Armand Colin, 1958

(註三) 同上書、一五頁。

(註四) JACQUELINE MOQUELET, Les pratiques communautaires dans la plaine vendéenne au XIX^e siècle. (Annales, 1963)

第二章 アンリ・セエのブルターニュ農村の研究

(一)

旧制度下のブルターニュを扱ったアンリ・セエの前出書を読んでまず印象づけられるのは、前にも述べたように、「辺境」を特徴づける諸性格である。まず指摘しなければならぬのは広大な未墾地の存在である。ブルターニュでは、散在する農家とそれを中核とする圍繞耕地は、いわば、そうした未墾地の大海の中に点在する島々でしかない。農業様式は当然に粗放であり、セエは次のように述べている。「第一年に小麦または裸麦が蒔かれる。第二年目は燕麦であり、第三年目は黒麦である。ついでその土地は三年ないし六年間休ませられる。かくして、次々に多数の作物を栽培す

ることによって地力が使い果される生産的期間の後で、土地は再び荒れ果てた状態に戻り、えい・しだ・しだ・はりえに、しだに掩われる。そして、その土地を再び耕作しようとする時には、文字通りの『開墾』が行なわれねばならない。灌木や茨や根株が引抜かれ、焼き払われて新しい種播きのために土地の準備が行なわれる。これが、アーサー・ヤングが正当にも指摘しているように、ブルターニュ農業を特徴づける諸方法の一つである『荒地の雑草焼き』である。このほか、七年ないし八年目毎、あるいは二〇年ないし三〇年目毎にしか耕やされない『冷たい土地』ないし放牧地もある。^(註一)

こうした状態においては、とセエは続ける、人々は「あまりにも僅かしか耕作に気を配らない。それは全く農民たちのもつ無頓着、因襲の精神、そしてとりわけ貧弱な資本の結果である。土地は充分に深く耕やされることがない。農業協会の通信員ド・スヴェ氏の言うように、土地は犁筋の上で一〇プース（註、古い尺度単位、二・七センチ相当）しか耕やされない。当然一五ないし一八プースは耕やさねばならないのに。多くの農民、とりわけ小農民は自分の犁をもっていない。彼らはそれを賃借することしかできない」。^(註二)

作物の構成についてみても、小麦の占める割合は低く、黒麦その他の粗放作物が優位を占める。次表は、セエの右の著書に巻末付表として掲げられている「革命暦第三年における播種表、抽出」であるが、この表を一瞥しただけでもブルターニュ農業の後進性は明白に理解されるだろう。ここでは麦類だけが抽出されているが、当然にそばなどの貧困作物の占める役割はさらに大きいと考えねばならない。

こうした粗放性、こうした後進性は、他面では、他の先進地帯ではとくに農村諸階級の間に失われている古い社会構造の存続をゆるす。セエは、この本の農業労働力に関する章に「日雇農は農業人口の大きな部分を形成する」という見出しをつけ、事実また、総世帯数七八中三〇戸が一ジュールないし半ジュールの土地しか所有しないサン・

革命暦第三年の播種表

	作付面積（アルパン）					
	小麦	裸麦	大麦	燕麦	黒麦	三月麦
コート・デュ・ノール県						
Guingamp 地区	2,328	8,758	484	10,310	10,613	
Laudéac "	119	6,805	4,069	2,681	7,127	
Saint-Brieuc "	10,594	9,869		15,135	15,569	
Pontrieux "	6,769	4,430	11,618		7,174	
フィニステール県						
Lesneven 地区	2,240	1,600	6,020	2,267	3,120	
Pontcroix "	2,634	6,556	3,092	4,721	5,462	
Quimper "	1,051	6,880	3,455	2,353	7,006	1,052
Cité-sur-Aône "	1,271	4,005	1,417		4,613	
モルビアン県						
Ploërmel 地区		6,865		311	6,965	76
Rocheport "				943	4,157	205
イル・エ・ヴィレール県						
La Guerche 地区	515	5,432	210	1,556	3,001	
Redon "	454	4,924	169	1,033	4,791	

一、織工を抱えていたという具合に、むしろ非農業的な労働力であるからである。むしろ、多くの麻織物地帯でみられるように、専ら織物だけに従事する場合が多い。^(註三)

レリ教区の例や、職人と日雇農が人口の四分の三を占めるブレイヌ・フーゲル教区、二百人の土地所有者に対して三百人の日雇農のいるヴェルン教区などの例が挙げられているが、「最もしばしばなのは、日雇農が人口の四分の一ないし五分の一の場合である」と彼自身が認めている。そして彼が一七七四年のものとして掲げるのが次頁の表である。しかもこれは、ブルターニュでは最も進歩した地方でレンヌを首邑にもつイル・エ・ヴィレール県文書から作成されていることを忘れてはならない。しかも、とくに年雇（domestique）について言えば、セエは、小作農業者の大部分は男あるいは女の年雇一人、しばしば男女二人の年雇をかかえており「大規模の農業経営では多数の年雇の存在が立証されている」とは言うが、その性格に若干の疑問がある。なぜなら、その掲げている具体的な例をみると、たとえばブロン教区で、フェリックス・パレージュという人物が年雇として馬車の御者一、下僕一、子供の下僕一、女召使

教 区 名	総人口	農 屋 日 と 年 雇
Lécousse	1,025	386
Javené	1,733	347
Saint-Mhervé	2,131	345
Argentré	2,013	627
Saint-christophe-des-Bois	427	111
Carhaix	1,714	146
Scrignac	3,001	890
Plounévezel	907	121
Pleine-Fougères	3,609	1,514
Saint-Broladre	1,237	495
Le Vivier	478	22
Romillé	2,240	1,024
Talensac	1,500	400
Cesson	556	85
Plérin	3,425	250
Ploufragan	1,554	184
Plouhinec	1,890	252

ていた。

(註一) セエ、前出書三八二頁。

(註二) 同上、三八三頁。

(註三) 同上、三一〇—三一一頁。

(二)

次に、ルツチスキーの研究以来この時代の農村史を研究する人々の関心の的である諸階級への土地配分の割合につい

このほか、土地のない人間として、とりわけイル・エ・ヴィレーン県文書の教えるところによると、靴屋、指物師、大工、左官、屋根師、仕立屋、織工などのいわゆる「職人」がいるが、その数は勿論教区によって違う。たとえば、シュヴェーネでは人頭税^{キヤビダシオン}を納める一六七人中職人は一四人、すなわち一二%であったし、エブランでは四六二人中七四人、すなわち六分の一であった。ただし、ブルターニュは本質的には農業的な地方であるので、これら職人たちや工業家の占める割合は、全体としては農村人口の僅かな部分しか占めない。また、とくに後進的な諸県の場合、例えば炭焼きや木靴作りがある。彼らは森の中で生活し、「警戒を要する浮浪者」とみられ

て言えば、その主たる史料である二十分の一税台帳が、不幸にもブルターニュの場合には他の地方に比較して多分に不完全である。土地所有者の身分や職業が記録されていることはきわめて稀であり、とくに貴族について欠陥がある。したがって、これに関する十分な分析は不可能であるが、幸いにも利用可能な三八教区についてセエのまとめたところによると、総計八、五四二人中、貴族二二三人（三%）、ブルジョワ六三三人（八%）、農民七、六八六人（八九%）であった。けれども、とくに農民の場合、等しく土地所有者として計上されてはいても、実際にはきわめて零細な地片の所有者でしかない場合がきわめて多い。右の三八教区中農民についてその所有地規模を記録している二八教区についてそれを整理したのが次表である。^(註)

二〇ジュールナル以上……………	三〇〇人…………	六%
一〇〜二〇ジュールナル……………	六八二人…………	一三%
五〜一〇ジュールナル……………	一、一七九人…………	二三%
一〜五ジュールナル……………	二、四〇二人…………	四六%
一ジュールナル以上……………	六二三人…………	一二%

すなわち、土地所有農民の八一%が一〇ジュールナル以下の零細地片しか所有しないし、最大の階層は一ないし五ジュールナル、換言すれば一ないし二ヘクタールの所有者ではない。むしろ、二十分の一税台帳は教区単位に作成されているので、隣接教区にも所有地をもつ場合は当然に考慮されねばならず、したがって現実の所有地規模はこれよりいくらかは大きいものと考えられるが、それを考慮してもなお、この数字はフランスの他の大部分の地方におけるよりも小さい。しかもこれは、ブルターニュとしてはむしろ農民所有地の割合の大きい上ブルターニュについての史料であ

り、下ブルターニュの場合にはもっと小さい。例えば、コート・デュ・ノール県文書の示すサン・ブリュック司教領の若干教区では、一〇ジュール以上の農民所有地は全くの例外であった。

次に問題になるのは経営様式であるが、農民所有地のすべてがそれぞれの土地所有農民によって自作されていたわけでは勿論ない。それどころか、三八教区の二十分の一税台帳から作成された次表は、農民所有地でありながらその所有者自身では経営されず他に貸付けられている土地の割合が相当に大きいことを示している。^(註二)

自作されている所有地数……………	六、三五三……………	六七%
” 面積……………	一九、四二九ジュール……………	四七%
貸付けられている土地数……………	二、七〇六……………	二九%
” 面積……………	一五、九二〇ジュール……………	三八%
両者の混合された土地数……………	三三七……………	四%
” 面積……………	五、四〇八ジュール……………	一五%

これで見ると、土地所有農民自身によって経営されている土地は数において六七%であるにも拘わらず面積では四七%、逆に、貸付けられている土地は数で二九%、面積で三八%、つまり、前者は件数としては多いが平均面積は狭く、後者は件数は前者に劣るが面積としては大きい。このことは、囲繞耕地地方であるここブルターニュにおいて、あまり規模の大きくない所有地の場合も独立した一農場を形成することが多いだけに、果してどんな意味をもつであろうか。しかも、右の三八教区中一五教区において、件数としても貸付けられた土地が自作の場合より多い。むしろ、それらの貸付地は、他方では同じく他の土地所有農民によって借受地としてその経営耕地に加算されることもあるが、ブルター

ニユの農民がとりわけ小作ないし分益小作農民であることは明らかであろう。

なお、領主やブルジョワ所有のものを含めて一般に農場の規模についてみれば、その多くは五〇ないし六〇ジュール程度のものではあったが、一〇〇ジュール以上の広さをもつものも稀ではない。他方、一〇ジュールナル、場合によってはそれ以下の、クロスリ (closeries) と呼ばれる小農場も多数あった。^(註三)

但し、それらの農場、とりわけメテリ (métairies) という名で呼ばれる大中の農場の場合、そのそれぞれがその内部に耕地、牧草地、荒地、森林を含み、耕地は一般にその三分の二程度をしを占めない。これらの農場は、とりわけそれが貴族所有農場である場合、一般に農場主自身によって経営されることは稀であり、小作ないし分益小作に出される。尤も、小作契約中に賦役条項を伴っている場合があるが、多くの場合それは運搬賦役 (年に三日程度) であり、場合によっては一五ないし二〇日の馬車の御者奉仕であったり、家畜番賦役であったりした。耕作賦役は稀である。したがって、それらの農場の経営労働力は、その農場主が貴族であるとブルジョワであるとを問わず、また自作であると小作であるとを問わず、主として常雇と日雇農によって構成されていると判断される。ただ、この常雇労働力に関しては、さきに指摘した通り、私は本来の農業労働力として果してどの程度の役割を担当していたかを疑う。なぜなら、少なくとも前にみたセエの示す事例で判断する限り、それはあるいは御者であり、あるいは家事召使いであり、最も一般的には織工でしかないからである。したがって、もう一步踏みこんだ推測が許されるなら、御者を抱え召使いにかしずかれる殿様や旦那たちによって経営されるのがそれらの大農場であり、この種の大農場がこの後も順調にその歩みを続けていくとは思えない。一九世紀の荒波はやがてはその多くを解体させていくものと推定される。

(註二) 六七頁。

(註一) 七四頁。

(註二) 三四三頁。

第三章 サルト県の場合

(一)

西部の農村を扱った研究書として、われわれはまたポール・ボワの大著『西部の農民』(Paul Biais, Paysans de l'Ouest, 1960)をもっている。これは上メーヌ州、すなわち今日のサルト県を対象とするという意味では、次章で取上げるJ・シュレ・カナルの下メーヌ州農村の研究との関連づけが可能であり、西部については他にすぐれた研究書に恵まれないわれわれには貴重な存在である。ことに後者が一九世紀の後半以後を主たる対象とするに反し、この本の場合にはむしろ旧制度末期から一九世紀初期に重点がおかれている。上と下との違いこそあれ同じメーヌ州を扱った研究書をこのように時期的に連続した形でもつということは、われわれにとって幸いであると言わねばならない。

けれども、不幸にもこの本の著者の関心は専ら政治学的な側面にのみ向けられている。すなわち彼は、大革命期に《ヴァンデの叛乱》や《みみずく党》の名において反革命の拠点として知られたここ西部にも、実はそうした保守的な農村だけがあつたわけではなく、当時以後今日にいたるまで一貫して左派の立場に立つ地方が部分的には存在することを指摘し、その農村構造との結びつきを分析する。念のため付言しておけば、こうした指摘は実はすでに一九一三年に社会学者として有名なアンドレ・ジグフリートによって行なわれており、ボワの著書はその論証の誤りを修正するこ

とを目的とする。サルト県が対象に選ばれたのは、農業景観としては同じ囲繞耕地地方であり、ともに工業をもたない純農村であるこの県の西部と東部が、前者は《みみずく党》の拠点、後者は共和派の拠点として、きわめて特徴的な動きをみせるからである。こうした専ら政治史的な視角から追究されるこの本の分析は、残念ながら問題意識を異にするわれわれに教えるところあまり多くはない。けれども、その分析の過程に散見する史料の中にわれわれにも役立つものが全くないわけではないので、それをわれわれ自身の立場から取りまとめていこう。

(二)

メーヌ州は東をノルマンディ、西をブルターニュ、南をアンジュー、東をオルレアネの各州に囲まれた旧制度下の行政区劃である。上メーヌと下メーヌに分れ、前者はすでに述べたように今日のサルト県、後者は今日のマイエンヌ県にあたる。西部一四県の中でも、その位置からみても、その農業景観からみても、代表的な西部の州であるといえる。一八九二年の「農業調査」によって両県の農家の平均経営規模をみると、マイエンヌ県は全国平均八・六五（ヘクタール）をはるかに上廻る一三・三九をもち、サルト県は九・三である。ついでに隣接の諸県をみておくと、ヴァンデ県が一二・五九、メーヌ・エ・ロワール県が一〇・五二である。

このサルト県は、県のほぼ中央を北から南に流れるサルト川（ロワール河の支流）によって東西に両分されており、さらにサルト川に沿って県の中央に位置する首邑ルマン（Le Mans）を境に南北に区分できる。この首邑ルマンとそれよりやや北東寄りの地域には若干の小工業町がないではないが、他はすべて煙突の見られない農村である。

ところで、一九五六年の選挙を例にとると、そうした純農村的な外観にも抱わらず、この県の政治色は意外に急進的である。二〇コンミューンもの多くがその投票総数の三三ないし四九%を共産党に投じた。そして、この二〇コンミューンの全部が県の東部、とりわけ南東部に位置する。また、それに続く他の二七コンミューンが投票数の二五ないし三二%を共産党に投じたが、ルマン（二七%）とそれから僅かに北寄りに位置する二つの小工業町を除いて、残り全部が東部と南部にあった。この合計四七コンミューンの唯一つとしてサルトル川の流れの西には位置しない。

この県における西と東とのこのような対立は一体何が原因であろうか。ポール・ボワは、こうした対立が旧制度末以来一貫してみられることに注目し、その最初の手がかりを、幸いにも保存されている三つの登記所の土地売買記録に求める。ここに三登記所とは、(イ)克蘭ヌ・アン・シャンパーニュ、(ロ)パリネ・レヴェック、(ハ)ブローワールの各登記所である。(イ)はルマン市の西に位置する一九教区を管轄し、大革命期には△みみずく党▽の横行した地方であり、面積二二、〇〇〇ヘクタール、一七九一年の住民数一二、四三〇人を管轄する。(ロ)はルマン市の僅かに南西寄りの四教区、面積一一一、〇〇〇ヘクタール、住民数三、九七六人を管轄し、(ハ)はずっと東寄りの七教区、面積八、九四六ヘクタール、住民数四、四一六人を管轄する。ここは当時最も治安のよかった地方で、△みみずく党▽にはむしろ敵意を示した。以下、これら三登記所管内のそれぞれの年次内の土地売買をまとめたのが次表である。

表にみる通り、貴族および他所者のブルジョワは三登記所のいずれにおいても大幅に後退している。他所者のブルジョワとはルマンを始めとする都市のブルジョワのことであり、「これは明らかに、都市社会が、危機に陥っていたとまではいえないにしても、少なくとも困難に陥っていたことの指標である」。これらの都市を支えていた羊毛工業は、それに先立つ時代の輝かしい繁栄の後で、当時は明らかに衰退状態にあった。土地のブルジョワとは、農民と緊密な関係

		売却 (リーブル)	購入 (リーブル)	差 引
(イ) 件数 290	貴族 他所者のブルジョワ	161,000 191,000	33,000 25,000	-128,000 -166,000
(1775—1789)	土地の耕作者 土地のブルジョワ	41,000 55,000	135,000 255,000	+ 94,000 +200,000
(ロ) 件数 154	貴族 他所者のブルジョワ	44,700 95,300	44,000 10,300	- 700 - 85,000
(1776—1789)	土地の耕作者 土地のブルジョワ	22,100 18,900	28,100 94,100	+ 6,000 + 75,200
(ハ) 件数 138	貴族 他所者のブルジョワ	29,200 55,800	1,400 5,700	- 27,800 - 50,100
(1773—1789)	土地の耕作者 土地のブルジョワ	24,200 21,000	22,100 101,000	- 2,100 + 80,000

にある農村ブルジョワであり、村の商人を始めとして、職人、蹄鉄屋、馬具屋、麻布商人、粉屋など農民たちと日々の取引関係にあった人々である。最後に農民は、(イ)すなわち西部では大いにその土地を増すが、(ロ)においてはあまり変化がなく、(ハ)すなわち東部では僅かながら後退する。

同じような動向は、売却ないし購入された農場（メテリないしクロスリ）数を示す次表において、(a)西部のコリ登記所（一七、一五五ヘクタール、住民数九、〇三五）と(b)東部のグラン・リュエ登記所（一四、一三三ヘクタール、住民数八、三五五）の間にもみられる。

		貴族	都市ブル ジョワ	農村ブル ジョワ	農業者	不明	計	農場の平均価格
(a)	売却 購入 差 引	15 5 -10	50 19 -31	19 40 +21	13 32 +19	3 4 + 1	178 178 0	2,400リーブル
(b)	売却 購入 差 引	11 3 - 8	43 10 -33	87 125 +38	35 35 0	2 5 + 3	100 100 0	5,500リーブル

(二)

エメース州の西部と東部における農民階級のこのような前進と停滞とは

一体何を原因とするか。おそらくはそれが政治的にみた西部の保守、東部の革新をも説明するものであるだけに、ヨリ立入った分析が必要であろう。

そうした分析を可能にする史料としてわれわれのもっているのは、この地方の場合、タイユ税割当台帳と大革命期の選挙人選挙台帳である。けれども、前者には相当多くの脱落がある上に現存のものとしては南東部のシャトウ・デュ・ロワールのものだけである。これに対して一七九〇年の選挙人選挙台帳のほうはずっと利用価値が多い。このリストは約五〇ばかり保存されている上に、少なくとも大革命期の選挙有資格者であるいわゆる「シトワインアクティブ能動的市民」に関する限り、完全なリストである。

この選挙人選挙台帳によって検討可能な四九農村教区において、能動的市民六、四八五人中、農民、すなわち *labou-reurs, bordagers, vigneron* および *journaliers* の合計数は四、七三二人、すなわち全体の七三%である。このことは、一部の例外、すなわちルマン市の西に位置するヴァロン・シュール・ゲエ教区で二二人中一〇五人、ラ・シャルトル教区で一八一人中五五人などを除くと、教区民の大部分が農民であったことを示す。しかも、その農業様式に殆んど地域差がなく、どこでも穀物栽培が支配的である。また三圃式輪作が一般的で、地方毎に若干発達を異にする補助的作物、すなわち大麻、ぶどう、それに勿論牧畜が加わる。

農民所有地の割合はこの州でもあまり大きくはなく、ほぼ一二ないし一五%にすぎない。したがって、ここでもまた小作経営が支配的なわけであるが、分益小作制は稀である。農民階層としては犁と繋駕をもつラブルール、ボルダージュないしクロスリと呼ばれる小農場を経営するボルダジェ、および日雇農がいるが、諸階層の間の移動もまた認められる。「富裕になって家畜と繋駕を購入したボルダジェは小ラブルールの地位に昇ることができるし、そこには当然に若

干可動的な境界がある。」

こうした農民階層は、物質的狀態によってだけでなくその社会的役割や威信によっても分かれていた。ラブルールは言うまでもなく最上の地位を占め、常に一人ないし多数の常雇をかかえており、農繁期には若干の日雇農を雇う。「彼は命令し、彼の權威はその富、その動産、その責任、その権限に立脚する。村長や自治体役員がしばしばラブルールの間から選ばれる理由は全く明らかである。彼らは、とりわけ西部では、その村人たちによってしばしば『選挙人』に選ばれた。当然彼らは、町の商人たちと共に農村の代弁者をなした。」

これに反してボルダジェの下層、さらには言うまでもなく日雇農は、たんに貧乏であるだけでなく隷属的でもある。なぜなら、彼らは仕事を探さねばならないし、雇主の条件を甘受せざるをえないからである。

ボルダジェは農民ヒエラルキー上前二者の中間に位置し、最も多数である。通常の農民の平均的な型であるということができ、五ないし一〇ヘクタールからなる彼らの小経営は、最も痩せた土地における場合のほか、暮しに必要なぎりぎりを供給する。南東部に位置するオウビネエ村には職業のほかに納税額を記載した選挙人選挙台帳が保存されているが、この地方ではクロジェという呼称で記載されているこれらのボルダジェは、平均して一三リーブルのタイヌ税を支払っていた。ラブルールの場合は平均五六リーブルであり、中には二〇〇リーブルの者もいた。

なお、G・ルフェーブルがその『恐怖時代の農業問題』の中で明らかにしたような北部フランスの農村における農地の集中と小経営の圧迫、いわゆる「土地不足」の問題についてはどうであったか。これに関して、革命の陳情書は殆んど教えてくれない。現存する三百余の陳情書の中でそれにふれているのは僅かに三つだけである。そして、こうした訴えがこのように弱かった理由は、著者によると、「おそらく圍繞耕地制の地方のせいである。経営は、ここでは、開放

耕地地方に較べて細分されることがずっとずっと少なかった（し、今なおそうである）。二つの経営の結合は、ここでは、圃場は稀にしか錯綜し合っていないので、（北部と）同じような利益をもたらない。牧草地やぶどう園を別にすると全体が比較的緊密な一ブロックをなしており、厚い生垣で囲い込まれた圃場は結合されることが出来ない^{（註一）}。さらに、次第に大きくなる人口過剰が、とりわけボルダージュの小作料を騰貴させたので、地主たちはそれを結合して大きなメテリをつくることに関心をもたなかった。

（註一） 四四一頁。

（三）

ところで、こうしたラブルール、ボルダジエ、ジュールナリエという農民諸階層はこの地方の場合どんな割合で構成されていたか。この比率を算出するための史料としてわれわれがもっているのは、革命暦第一二年の人口調査と前出選挙選挙台帳であるが、前者は農場とボルダー^{フェルム}ジュの数を短かい註付で記載しただけのものである上に、県全体の四分の一にしか当らない百余のコミュニティについてしか保存されていない。これらのコミュニティは全県に散在しているが、調査方法が地方毎にまちまちである上に、この種の統計の場合に常に言えることだが、その正確さに信頼がかけない。しかも、ジュールナリエに関する記載がない。したがって、前にみた四九教区の選挙選挙台帳によって各階層に属する人員を集計すると次のようになる。

能動的市民……………六、四八五人

ラブルール……………九五二人
 ボルダジエ……………二、八六一人
 ジュールナリエ……………九一九人

計

四、七三二人

但し、選挙人選挙台帳にはもともと能動的市民だけしか記載されず受動的市民の記載がないので、この表のジュールナリエ数は実際よりはるかに少ない筈である。ただ、著者によればジュールナリエの半分は能動的市民であるから、その数は、いづれにしても一、二〇〇人をこえることはない。そして、ラブルール数とジュールナリエ数がほぼ等しいということは、「要するに、それぞれの農場はその規模に応じて一人ないし二人のジュールナリエを使っていた」ことを示すと考えることができる。^(註一)

このような著者の見解は充分に慎重であるとはいえず、私には必ずしも賛成できないが、史料の性質上これ以上の検討は無理であるから、その数を一応正確に把握しうる農場とボ

農場(F)とボルダージュ(B)の数および割合

	革命暦12の統計	1790年の選挙人選挙台帳
西部および南西部	{ F 651………32.5% B 1,350………67.5% }	{ F 383………36% B 675………64% }
北部および北東部	{ F 352………24.0% B 1,151………76.0% }	{ F 169………24% B 539………76% }
東部	{ F 778………35.0% B 1,423………65.0% }	{ F 192………24% B 608………76% }
南	34コンシユーン	9コンシユーン

ら、その数を一応正確に把握しうる農場とボルダージュについて地方毎の構成比率を算出したのが上表である。

なお、この表に関して若干の補足的説明を加えておけば、二つの史料の間に、西部および南西部と北部および北東部に関してはほぼ一致した結果がみられるが、南東部に関しては喰い違いが大きい。これは選挙人選挙台帳にあらわれる九コンミューンが偶然ロワール河谷のぶどう栽培地域に集中しているためで、この点を考慮に入れると、南東部はおそらく西部および南西部のそれとたいした違いのない構造であつたと見做しうる。要するに北部および北東部が他の地方に較べてやや零細農の多い構造をもっていただけで、問題の西部と東部との間には、その政治的な対立を根拠づけるほどの農業構造上の対立は認められない。このことは、僧族財産売却に関するラ・クートル修道院、サン・ヴァンサン修道院、サン・ジュリアン僧会の各所領記録から算出した、これらの僧院がこの州の各地域にもついていた農場の平均面積によっても裏付けられる。すなわち各農場の平均面積は、西部二四ヘクタール、東部および南東部二三・七、北部二一・五である。さらに、革命暦第七年の統計から算出した数字の場合も、西部の農家の平均経営規模二二・二ヘクタールに對して、南東部のそれは二二・〇である。

(註一) 四四五頁。

(四)

西部と南東部の違いは、経営規模の差ではなく、実は両地方の農業のもつ生産性の差にある。このことは革命暦第二年に行なわれた「小郡^{カントン}当り穀物生産評価表」によって証明できる。すなわち、この史料にあらわれるこの二つの地方は、それぞれ次のような生産額を記録している。すなわち、面積、住民共に少ないほうの西部がその生産額において南

	小麦	メタ イ 麦	裸 麦	大 麦	そば	トウモロコシ	燕 麦	計
西部 (住民数 68,000、面積 120,000) (ヘクタール)	2,552 (リ ー プ ル)	694	1,368	1,879	190	3	238	6,924
南東部 (住民数 83,000、面積 156,000)	1,452	1,486	969	1,113	36	72	578	5,706

東部をはるかに凌いでおり、その比率は一〇〇対八二である。また、この表のいわゆる「面積」の中から森林、荒蕪地を除いた農用地だけを算出し、同じ計算をするこの比率は六七対四七である。さらに、種子量の差や副次的生産物などを考慮に入れると、結局は八〇対五〇程度の比率に落着くと著者はみている。

次の違いは、このことがより重要な点だが、今日なおサルト県を他の諸県に対して特徴づけている麻の栽培における地域差である。小麦がヘクタール当り約一五キントル、価額にして二〇〇リーブルの生産額をあげるのに対して、麻はヘクタール当り六二五キロ、価額にして約四五〇リーブルをもたらし、ところがその栽培は、南部の砂質土壤地帯ではあまり行なわれず、より肥沃な北部と西部がその主産地である。「もし麻の栽培、とりわけその生産高の地図を作成できらば、われわれは『みみずく党』のそれと何らかの親縁関係を確実に立証することになろう」、と著者は言う。例えば、最大の麻栽培地域のモロル・レ・ブrou小郡は、共和派の地方である東部の枠内に北から深く喰いこんだ地域であるが、一種の『みみずく党』地点、少なくともそれに好意的な一隅をなしていた。しかも、このように専ら西部と北部で生産された麻に加工する織工のほうの分布は、逆に東部に支配的だったことが重要である。

かくしてボワは結論する、東部の農民は「生きるためにもう一つ別の手段、すなわち織物のほうに身をむける。穴倉

の中のちょっと見分けのつかない暗闇の中で、もう一つ別の人間性が発達し、その生活様式はもはや同じではない。穴倉の人間は孤立の要素であるどころか、同時に市場の人間であり、遠い地方と関係をもつ人間である。その仲介者によって、新しい影響、すなわち都市の影響が農村に滲透する。そして都市の人間は、ここでは、西部におけるように土地獲得の上での競争者としてではなく、職人的生産の成行の上での同盟者としてあらわれる。」

第四章 マイエンヌ県の場合

(一)

ポール・ボワの右の『西部の農民』が大革命前後の上メーヌ（サルト県）を対象としたのに対して、シュレ・カナルの「二〇世紀中葉のフランス農村、下メーヌの事例」(J. SURET-CANAL, Les campagnes françaises au milieu du XX^e siècle, l'exemple du Bas-Maine, Annales de Géographie, N° 360, 1958) は、前に述べておいたように、下メーヌ州すなわち今日のマイエンヌ県の農業構造を分析する。ただし、その主たる分析対象は表題の示すように二〇世紀の現状である。けれども、それは同時に一九世紀の中期にまで溯つてのすぐれて歴史的な研究でもあり、われわれの関心にも多分に応えてくれる。

まず、その示すところに従つて、各種農産物の作付面積ないしは生産額の変化を通じてこの県の農業の変化を大ざかみに把握することから着手しよう。

もともと貧弱な農業地方であるマイエンス県の農業史上第一に特記すべき事柄は、一九世紀の前半以来の土地改良の発達である。ラヴァル河々谷地方に埋蔵される石灰岩と無煙炭の存在は、この地方における石灰ガマの数を増し、県の中部および南部の地価は、一八四八年頃、石灰撒布のおかげで三ないし四倍になったと見積られている。第二帝政末期および第三共和制下に、鉄道の発達と道路の改善のおかげで、県の北部ではいわゆる「農業革命」が達成され、休閒地の廃止と荒蕪地の開発がすすんだ。

けれども、今世紀に入ると共に耕地面積は著しく減少する。それは、世紀初めの三五万ヘクタールから一九五一年の二三万六千ヘクタールに減じた。これは広く西部フランス全体にみられる一般的現象であるが、この県の場合とりわけ著しい。耕作の犠牲における牧畜の発達、これが今日の西部に共通する現象である。

もともと、こうした耕作面積の減少は、必ずしも生産量の減少を意味しない。たとえば小麦は、世紀初めの一〇万ヘクタールから五一年の六万四千ヘクタールとその面積を三分の一も減じたが、単位面積当り生産高の向上によって、生産量は世紀初の一二〇万ないし一三〇万キントルから五三年の一七〇万、五四年の二一三万と逆に増加している。生産高の半分は、一部はノルマンディ、残りはバリの製粉工場に送り出される。

けれども第二次的穀物の場合には、面積だけでなく生産高も減少した。例えば世紀初めになお一万五千ないし二万ヘクタールを占めていたそばは、大戦中に一時復活したあと、現在は殆んど姿を消している。大麦は県の南西部で春蒔麦としてなお重要な地位を占めており、世紀初めに比較して面積において五〇%、生産高において三〇%の減少にとどまる。燕麦は約三分の一に減少した。

逆に馬鈴薯は一八八〇年以降大体一万ヘクタールの線を維持し、生産性の増加によって生産高は激増した。一九二九

年の一三〇万キントルが五二年の二四五万、五六年の二八〇万。うまごやし、飼料用キャベツ、甜菜もまた、栽培面積の減少にも拘わらず、単位面積当りの生産高の増加によって、過去二五年以来高水準を維持している。

以上のような耕種農業用地面積の減少に対して、第一次大戦後の最も主要な農業変化は、明白に自然牧場の増加である。その面積は一九〇〇年の八万ヘクタールから二九年の一四万六千、最近は二〇万ヘクタール以上に達している。旧制度下には麻が下メーヌ農民の主たる貨幣収入源であったが、今日では牧畜がそれに代っている。牛の頭数は一九〇〇年の二七万五千、三〇年の三〇万四千、四六年の三〇万、五一年の三一万五千、五二年の三二万五千、五三年の三三万九千、五四年の三五万、五五年の三五万二千、五六年の三六万と増加した。このうち約三分の二は仔牛である。とりわけ北部は、おそらくは湿潤な気候と農家経営規模の零細性のゆえにその発達の主たる舞台であり、ノルマンディ種が飼われている。これに反して、南部はヨリ乾燥した気候のために乳生産に適するこの種の牛の飼育に向かず、食用用としての在来種の飼育領域である。肉生産に関する統計はないが、乳生産は一九〇〇年の六八万（ヘクトリットル）から五年の二一七万四千、すなわち三倍以上の増加である。

豚の飼育もまた、一八八〇年の六万五千が五六年の一五万五千頭に増加している。馬もまた、自動車の普及にも拘わらず、一八九〇年の七万六千頭が一九五六年の六万九千頭と僅かに減少したのにとどまる。肉用馬の飼育とともに、「経営の構造が役畜としての馬を必要とする」からである。ただ羊だけは、最近五〇年間に半減した。（六万頭から三万頭）。

(二)

こうした農業組織の変化は、当然に農業経営の集中をもたらす。農家数は一八八二年の三四、一〇四から一九五一年の二五、一三一に減少した。他のすべての地方におけるように、姿を消したのは小経営であり、とりわけ自作小経営である。ことに日雇農や職人たちの兼業自作経営である。部落全部が姿を消して一つの経営になった場合もある。かくして、一九三六年から五四四年にかけて、県の総人口には殆んど変化がないのに、殆んどすべての農村地方に人口減少がみられる。

ちなみに、ここでルネ・ミュッセの『ブルターニュ』（一九五八）を参照してブルターニュの事情をみると、矢張り同じ傾向が読みとられる。「発達は、ここでは小経営の犠牲による中経営の増加となって現われた。農民は小土地上に居を定めて、いくらかの貯蓄ができると、いくらかでも大きいものを探しにかかる。多くの小経営者たちはまた日雇農でもあるが、いつの日にか他人の家で働く必要のなくなることを願っている。多数の日雇農、それより二倍も多い常雇たちは、それが可能になりさえすればすぐ一片の土地をねらう。コルヌーエーユで、戦前、巨大農場はしばしば日雇農たちに一軒の茅屋バンデイを伴った三〇ないし八〇アールの畑を貸付けていた。これらの茅屋は殆んど常に荒蕪地を拓いて建てられていた。その消滅は人手を減じた、と人々は言う」(註)。

再びマイエンヌ県に戻って、小規模の自作経営をみると、その後退は統計に明らかである。それは一八九二年には経営総数の三〇%を占めていたのに、一九二〇年にはもはや二四%でしかなく、面積では辛うじて二〇%である。土地の

五分の四は耕作しない地主の手中にあり、経営者の四分の三は普通小作（六二％）ないし分益小作（一四％）である。普通小作は県の北西部で支配的であり、自作経営よりも大きい平均規模をもっている。（県の北部で一二・九（ヘクタール）に対する一四・三、西南部で一三・七に対する一七・六、南東部で一四・四に対する二一・九）。分益小作制は大戦前経営総数の約二〇％であったが今日では衰退過程にある。ただし、マイエンヌ県は、ロワール河以北の県としては、今日なお分益小作制が相当の割合を占める唯一の県であり、とりわけラヴァール河河谷に多い。経営の平均規模としてはむしろ最も大きく、北部では二六（ヘクタール）、南西部では二七・七、南東部では三六である。

農民離村の主体をなしたのは、言うまでもなく農業労働者である。その数は一九一〇年の農業賃金に関する調査によると、男三七、一六〇人、女二三、三〇〇人であったが、四六年のセンサスによると、それぞれ二五、〇〇〇人と一七、五〇〇人である。後者には家族員数も含まれているのでそれを考慮すれば実際はもっと少ない。農場に住込む常雇は、五年のセンサスでは男女合計一四、四四〇人でしかない。彼らの待遇は悪く、法定賃金は食事付泊込みで五年の場合年に三六万フラン、すなわち月に約九千六百フランであるが、裁判所はしばしば月に四千ないし九千フランの賃金の存在を明らかにしている。

家族的経営者はマイエンヌ県農民の大多数を形成する。彼らは自作農の場合もあるが大部分は小作ないし分益小作農である。（マイエンヌ県は一八九二年にはフランスの県の中で小作ないし分益小作の占める％の最も高い県であった。）しかも、この小作ないし分益小作農の状態は自由ではない。土地所有者たちは法律に反してしばしば彼らを追い立てるし、裁判所は殆んど常に地主の言い分を認める。とりわけ在村の地主は小作人の思想まで監視し、彼らがいつも教会に出かけるかとか、悪い新聞を購読していないかなどを調べる。

もともと、経営の平均規模は割合に大きく、一八八二年に全国平均が八・七四ヘクタールであるのに一四・七四ヘクタールもあった。けれども、これは結局経営の粗放性を物語るにすぎない。農民の生活は粗末な住宅が教えるように惨めである。例えば水道設備についてみても、農村人口の一二・六％しかその恩沢に浴せず、隣接するブルターニュ地方のモルビアン県とともに、フランスの県の最下位にある。電化は四十六年以後とりわけ町部では発達したが、五五年現在なお農場の半分以上が取り残されている。県の北東部だけで若干の安樂設備の実現がみられた。

地方政治を支配するのは地主でもある《城主》たちであり、村長や県会議員の大部分は彼らによって独占されている。土地は永年の窒素肥料の連用で石灰の撒布を必要とするが、石灰価格はこうした改善を許さない。かくして、農民の離村は続き、家族的小経営は次々に姿を消していく。若者たちは、たとえ必要な土地と資金のある場合にも農村に腰を落着けようとしてない。

(註一) ルネ・ミュッセ『ブルターニュ』九五頁。

(三)

こうしたマイエンス農村にみられる最近の目立った現象は地主による粗放な牧場経営である。

彼ら地主階級の先祖は大部分が商人であった。古くは亜麻布商人、ついで一九世紀においては穀物商人であり、彼らはその収益を土地の購入に投じた。けれども、これらの古い地主階級の地位は、今日はさらに新しい商人、すなわち家畜商人にとって代られつつある。この新旧の《貴族》は、肉屋、公証人、医者、獣医などを加えて地方の名士層を形成

する。そして彼らは、その集積した土地の生垣を取り払って大集団地にまとめ、一人ないし数人の常雇をやとって牧場を経営する。

とりわけ第二次大戦の末期以降、極小経営が牧場の犠牲になっている。彼らは肉屋とか家畜商人とかに土地を買取られ、その多くが姿を消している。「それは地図の上から永遠に抹消されつつある。彼らの経営地は、施肥によって定期的に更新される永久放牧地に姿を変えている。《牧場主》の最も緊急の関心事は、保有者を追い出し、建物を取り壊し、その石材を道路の舗装用利用することである。しばしば唯一人の牧場番が一家族の農民にとって代った。」《古い家柄の》大地主たちが、時として彼自身で牧場経営に乗り出す。彼は《自分自身で経営する》——ないしは息子に経営させる——という口実で小作人たちを追い立て、それを一人の常雇によって代置する。》^(註三)

この牧場番は、いわば「農民身分悪化の最後の段階」を代表するもので、最善の場合にも常雇なみの賃金を貰うにすぎない。しばしば何の報酬もないことがある。単に、仕事の傍ら若干の小家畜を育てる権利とか、残った建物を住居として利用する恩恵にあずかるだけである。一般に、家長は他のちょっとした仕事、例えば道路工夫に出、妻や子供たちが家畜の監視にあたる。県小作人組合は当然にこうした土地集中に抗議するが、これらの名士たちの前にその効果はない。

要するに、ここ西部の農業県マイエンスの農村において、家族経営が死を宣告されつつあることは明白である。「それを襲っている危機は、ロワール河以南の諸県におけるほど明白ではないが、それでもなお同じように現実的である。経営の集中、農民大衆の貧困化、寄生的社会層の富裕化、農村の全般的な整備に幾世紀も前から投下されてきた資本の失権、こうした事柄がわれわれの明らかにしえたと信じる主要傾向である。きわめて異なった他の諸地方にも同じよう

な傾向が現われていることは、われわれをしてこうした現象が一般的性格をもつと考えるようにしむける。他の地方の諸研究（例えばベリ州に関するヴォルコヴィチの研究）が何の疑問もなくそうした判断をくだすことを許す^(註三)。これがシユレ・カナルの結論である。

(註一) 一一四頁。

(註二) 一一五頁。

(註三) 一一六頁。